

正解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(2)	(5)	(2)	(5)	(2)	(4)	(3)	(4)	(1)	正解ナシ
正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率	正解率
50%	92%	86%	78%	78%	82%	65%	92%	40%	—

1 平等原則

正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（最判平元・1・17、地公法28条4項・16条2号）。
- (2) 誤り。 「選挙権の内容、すなわち各選挙人の投票の価値の平等もまた、憲法の要求するところである」（最大判昭51・4・14）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最大決平25・9・4）。「父母が婚姻関係になかったという、子にとっては自ら選択ないし修正する余地のない事柄を理由としてその子に不利益を及ぼすことは許されず、子を個人として尊重し、その権利を保障すべきであるという考えが確立されてきている」ことを理由とする。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最大判平27・12・16）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（最大判平27・12・16）。また、同判決は、夫婦同氏制を合憲とする一方で、選択的夫婦別氏制については、国会が、判断すべき事柄であるとしている。

2 裁判官

正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり（裁判所法52条、最大決平10・12・1）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（憲法76条3項、最大判昭23・11・17）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（憲法79条6項後段参照）。実際に、デフレ状況下の官民給与格差の是正を目的として、平成15年、平成17年と相次いで裁判官の報酬の一律減額が行われた。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（憲法79条2項、3項、最大判昭27・2・20）。
- (5) 誤り。 憲法76条3項は、裁判官は憲法及び法律に拘束されると規定するが、「裁判員法が規定する評決制度の下で、裁判官が時に自らの意見と異なる結論に従わざるを得ない場合が

あるとしても、それは憲法に適合する法律に拘束される結果であるから、同項違反との評価を受ける余地はない」（最大判平 23・11・16）。

3 国賠法

正解（2）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 国又は公共団体が公務員に対して求償することができるのは、「公務員に故意又は重大な過失があったとき」に限られる（国賠法1条2項）。
- (3) 正しい。 国賠法1条1項の「職務を行うについて」と認められるためには、「客観的に職務執行の外形をそなえる行為」であればよい（最判昭 31・11・30）。
- (4) 正しい。 外観上公務員の職務執行に見える行為であっても、行為者が公務員でない場合には、国賠法上の責任は成立しない。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 54・7・10）。都道府県警察の警察権の行使は、原則として、当該都道府県の公権力の行使にほかならない。

4 管轄区域外における権限行使

正解（5）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 誤り。 犯罪の目撃者が管轄区域内に居住しているにすぎない場合には、管轄区域の公安の維持に関連して必要があるとはいえず、管轄区域外において他の参考人を取り調べる等の捜査をすることはできない。

5 不作為犯

正解（2）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。不退去罪（刑法 130 条後段）は、退去の要求を受けた者が、退去しないという不作為が実行行為とされており、真正不作為犯の例として挙げられる。このようなものの例として、これ以外にも、不解散罪（刑法 107 条）、保護責任者遺棄等罪（刑法 218 条）がある。

- (2) 誤り。 真正不作為犯は、構成要件的行為が不作為の形式で定められた犯罪であり、不真正不作為犯は、その構成要件的行為が作為犯の形式で定められている犯罪を不作為によって実現する場合をいう。枝文の事例は、作為犯の形式で定められた殺人罪を不作為によって実現するものであるから、真正不作為犯ではなく不真正不作為犯としての殺人罪が成立する。
- (3) 正しい。 不真正不作為犯が成立するためには、行為者に作為義務が存在することが必要であるが、この作為義務の根拠としては、法令の規定に明示されている場合、契約や事務管理などの法律行為によって発生する場合、慣習又は条理に基づいて認められる場合がある。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。作為の可能性は、究極的には、当該不作為者における具体的な作為の可能性であることを要するが、構成要件該当性の面では、通常人を基準とした一般的、客観的な作為の可能性が認められれば足りる。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。例えば、自宅の神棚のろうそく立てが不完全で、点火したろうそくが倒れそうになっているのを知りながら、もし火災になれば保険金を入手できると考えそのまま放置して外出したところ、家屋を焼損するに至ったという事案について判例は、消火措置を取らなかったことが放火行為と認められるとしている（大判昭 13・3・11）。

6 正当防衛

正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（最決昭 52・7・21）。
- (2) 正しい。 枝文のとおり（最決昭 52・7・21）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 44・12・4）。
- (4) 誤り。 防衛の意思と攻撃の意思とが併存している場合でも、防衛の意思を欠くものではない（最判昭 50・11・28）。
- (5) 正しい。 枝文のとおり（最決平 20・5・20）。

7 通貨偽造罪

正解（3）

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 誤り。 通貨偽造罪の「行使の目的」とは、偽造・変造の通貨を真

正な通貨として本来の用法に従って流通させる目的をいう。見せ金として使用する場合は、単に自己の経済的信用を示す目的にすぎず、これを流通させる目的が認められないため、「行使の目的」があるとはいえない。

- (4) 正しい。 枝文のとおり。なお、真貨と紛らわしい外観を有する物を作成する模造行為は通貨及証券模造取締法により処罰される。
- (5) 正しい。 枝文のとおり。

8 検 視 正解 (4)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。刑訴法は、検視に伴う処分について規定していないが、検視の目的を達するために、五官の作用により変死体を見分し、所持品の調査並びに必要な限度において死者が用いていた衣類等を取り除き、外表検査として死体の外見から損傷を確認し、眼球・口腔内・陰部等を検査する等の処分をなし得るものと解されている。
- (2) 正しい。 刑訴法 229 条 1 項は、検視を検察官の権限としている。ただし、同条 2 項は、「検察官は、検察事務官又は司法警察員に前項の処分をさせることができる」と規定している。これを「代行検視」といい、実務ではこれによるのが通常である。
- (3) 正しい。 検視の対象は、「変死者」と「変死の疑いのある死体」である(刑訴法 229 条 1 項)。「変死者」とは、自然死ではなく、不自然死で犯罪による死亡ではないかとの疑いのある死体をいう。「変死の疑いのある死体」とは、自然死か不自然死か不明の死体で、不自然死の疑いがあり、かつ、犯罪によるものかどうか不明のものをいう。自己の過失によって死亡した者は、不自然死ではあるが、犯罪によらないことが明らかでない死体であり、「変死者又は変死の疑いのある死体」に含まれないから、刑訴法による検視を行う必要はない。
- (4) 誤り。 検視は、既に死体の存在によって住居の平穏が侵害されているという緊急事態に対処するものであって、検視によって住居の平穏が改めて侵害されるものではないから、令状がなくとも検視を行うことができる。したがって、屋内における検視の場合は、令状なくして変死者の存在する場所に立ち入ることができる。

- (5) 正しい。 行政検視は、犯罪による疑いが全くない不自然死の死体について行われるので、犯罪と関係がなく、捜査の端緒ではない。しかし、行政検視の過程で、変死者又は変死の疑いがあると死体と認められたときは、刑訴法 229 条を根拠として「司法検視」に切り替えられ、捜査の端緒となる。

9 逮捕状

正解 (1)

- (1) 誤り。 逮捕状の有効期限は原則として令状発付の日から 7 日である (刑訴規則 300 条本文)。そして、期間の計算については、日で計算するものは初日を算入しないのが刑訴法の一般原則であるところ (刑訴法 55 条 1 項本文)、逮捕状についても期間の計算は初日不算入となり、令状発付の翌日から起算することになる。
- (2) 正しい。 枝文のとおり。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (刑訴規則 146 条)。発布された数通の逮捕状の 1 通により被疑者が逮捕されれば、他の逮捕状は当然に失効する。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。
- (5) 正しい。 被疑者に対して逮捕状を提示した以上、被疑者が内容を確認せずにそれを破り捨てたとしても、提示の効力に影響はない。

10 接見指定

正解ナシ

- (1) 正しい。 枝文のとおり (最判平 11・3・24)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (最判昭 53・7・10)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (最判平 3・5・10)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり (最判平 12・6・13)。
- (5) 正しい。 判例は、「同一人につき被告事件の勾留とその余罪である被疑事件の逮捕、勾留とが競合している場合、検察官等は、被告事件について防禦権の不当な制限にわたらない限り、刑訴法 39 条 3 項の接見等の指定権を行使することができる」(最決昭 55・4・28) と判示している。